

平成 28 年 10 月 7 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

「平成 27 年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、平成 27 年介護サービス施設・事業所調査の概況がまとまり、厚生労働省より当該資料を入手致しましたので、ご送付申し上げます。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況を把握するために毎年行われており、平成 27 年 10 月 1 日現在の状況について調査を実施しています。

なお、本資料につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

記

○調査結果のポイント

(資料 P.3 表 1 より)

各施設・事業所数の対前年増減を見てみると、概ね増加しているが、居宅サービス事業所の訪問入浴介護、短期入所療養介護、介護保険施設の介護療養型医療施設が減少。介護療養型医療施設については、P4. 表 2 の施設数、定員数いずれも減少傾向にある。

(資料 P.6 図 1 より)

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）で经营主体が地方公共団体の事業所数が減少傾向にある。

(資料 P.16 図 7)

介護保険施設について（５）要介護度別在り者数の構成割合では、介護老人

福祉施設（特養）の年次推移を見ると平成 27 年では要介護 1 が 2.7%、要介護 2 が 7.7%。対年で比較すると減少傾向だが、平成 27 年 4 月に制度が改正され原則として要介護 1、要介護 2 の新規入所を認めなくなったことがその理由として考えられる。

(送付資料)

- ・平成 27 年介護サービス施設・事業所調査の概況（平成 28 年 9 月 14 日公表） 1 部

※厚生労働省ホームページ・掲載アドレス

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service15/index.html>

以上

平成27年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
【 基本票編 】	
施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3
(2) 施設別定員の状況	4
(3) 定員階級別施設数及び構成割合	4
【 詳細票編 】	
1 施設・事業所の状況	
(1) 開設(経営)主体別施設・事業所数の構成割合	5
2 居宅サービス事業所等の状況	
(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合	7
(2) 要介護(要支援)度別利用者数の構成割合	8
(3) 利用者1人当たり利用回数	9
(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居(ユニット)の状況	10
(5) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況	11
3 訪問介護利用者の状況	
(1) 性・年齢階級別利用者数の構成割合	12
(2) 訪問滞在時間階級別利用者数の構成割合	12
(3) 訪問介護の提供内容の状況	13
4 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	14
(2) 室定員別室数の構成割合	14
(3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況 ..	15
(4) 介護老人保健施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況 ..	15
(5) 要介護度別在所者数の構成割合	16
5 従事者の状況	
(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数	17
(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	18
(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数	18
統計表	19
用語の定義	22

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

	基 本 票		詳 細 票		
	施設・事業所数 ¹⁾	集計施設・事業所数 ²⁾	回収施設・事業所数 ³⁾	集計施設・事業所数 ⁴⁾	回収率（％） ^{3)/1)}
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	35 019	33 977	27 613	27 003	78.9
介護予防訪問入浴介護	2 078	2 032	1 723	1 687	82.9
介護予防訪問看護ステーション	8 921	8 591	8 008	7 769	89.8
介護予防通所介護	41 774	41 181	35 477	35 103	84.9
介護予防通所リハビリテーション	7 578	7 422	6 888	6 751	90.9
介護予防短期入所生活介護	10 301	10 245	9 534	9 486	92.6
介護予防短期入所療養介護	5 269	5 189	4 829	4 754	91.6
介護予防特定施設入居者生活介護	4 375	4 364	3 993	3 983	91.3
介護予防福祉用具貸与	8 174	7 959	6 467	6 342	79.1
特定介護予防福祉用具販売	8 324	8 095	6 579	6 437	79.0
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 148	3 960	3 746	3 586	90.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 478	4 438	4 018	3 987	89.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 700	12 647	11 606	11 560	91.4
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	4 730	4 726	4 381	4 378	92.6
居宅サービス事業所					
訪問介護	35 928	34 823	28 203	27 550	78.5
訪問入浴介護	2 240	2 190	1 867	1 826	83.3
訪問看護ステーション	9 084	8 745	8 140	7 897	89.6
通所介護	44 089	43 406	37 173	36 757	84.3
通所リハビリテーション	7 685	7 515	6 975	6 829	90.8
短期入所生活介護	10 786	10 727	9 976	9 924	92.5
短期入所療養介護	5 429	5 348	4 972	4 898	91.6
特定施設入居者生活介護	4 688	4 679	4 277	4 269	91.2
福祉用具貸与	8 292	8 056	6 539	6 398	78.9
特定福祉用具販売	8 366	8 135	6 604	6 461	78.9
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	638	616	554	534	86.8
夜間対応型訪問介護	248	224	206	189	83.1
認知症対応型通所介護	4 507	4 308	4 055	3 887	90.0
小規模多機能型居宅介護	5 016	4 969	4 485	4 447	89.4
認知症対応型共同生活介護	13 003	12 983	11 888	11 874	91.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	301	301	278	278	92.4
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	251	250	222	221	88.4
地域密着型介護老人福祉施設	1 902	1 901	1 813	1 813	95.3
居宅介護支援事業所	41 721	40 127	35 786	34 688	85.8
介護保険施設					
介護老人福祉施設	7 553	7 551	7 065	7 065	93.5
介護老人保健施設	4 192	4 189	3 859	3 857	92.1
介護療養型医療施設	1 432	1 423	1 326	1 318	92.6

注：1) 施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2) 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成27年10月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員

② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

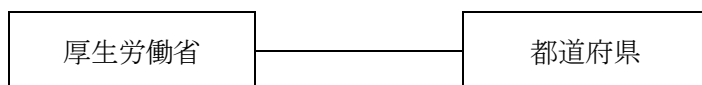
(2) 詳細票

① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等

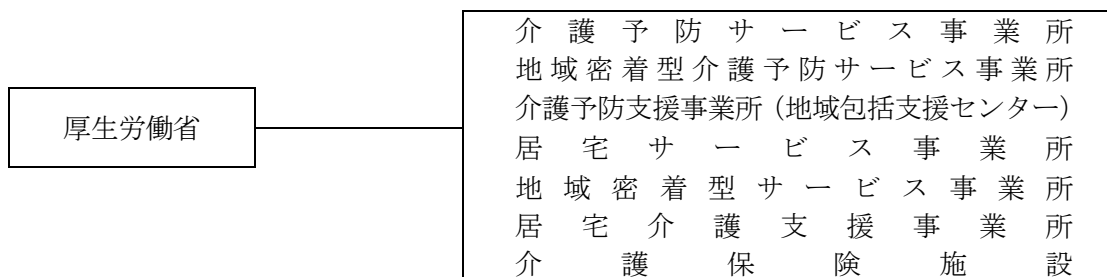
② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票



※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1／2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

結 果 の 概 要

【 基本票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所のうち、平成27年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護予防サービスの事業所数をみると、介護予防訪問介護が33,977事業所、介護予防通所介護が41,181事業所となっており、介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が34,823事業所、通所介護が43,406事業所となっている。

介護保険施設では、介護老人福祉施設が7,551施設、介護老人保健施設が4,189施設、介護療養型医療施設が1,423施設となっている。(表1)

表1 施設・事業所数（基本票）

	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	33 977	33 060	917	2.8
介護予防訪問入浴介護	2 032	2 085	△ 53	△ 2.5
介護予防訪問看護ステーション	8 591	7 744	847	10.9
介護予防通所介護	41 181	39 383	1 798	4.6
介護予防通所リハビリテーション	7 422	7 162	260	3.6
介護予防短期入所生活介護	10 245	9 782	463	4.7
介護予防短期入所療養介護	5 189	5 223	△ 34	△ 0.7
介護予防特定施設入居者生活介護	4 364	4 158	206	5.0
介護予防福祉用具貸与	7 959	7 821	138	1.8
特定介護予防福祉用具販売	8 095	7 996	99	1.2
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 960	3 892	68	1.7
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 438	4 074	364	8.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 647	12 165	482	4.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 726	4 564	162	3.5
居宅サービス事業所				
訪問介護	34 823	33 911	912	2.7
訪問入浴介護	2 190	2 262	△ 72	△ 3.2
訪問看護ステーション	8 745	7 903	842	10.7
通所介護	43 406	41 660	1 746	4.2
通所リハビリテーション	7 515	7 284	231	3.2
短期入所生活介護	10 727	10 251	476	4.6
短期入所療養介護	5 348	5 382	△ 34	△ 0.6
特定施設入居者生活介護	4 679	4 452	227	5.1
福祉用具貸与	8 056	7 961	95	1.2
特定福祉用具販売	8 135	8 018	117	1.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	616	471	145	30.8
夜間対応型訪問介護	224	217	7	3.2
認知症対応型通所介護	4 308	4 253	55	1.3
小規模多機能型居宅介護	4 969	4 630	339	7.3
認知症対応型共同生活介護	12 983	12 497	486	3.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	301	288	13	4.5
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	250	164	86	52.4
地域密着型介護老人福祉施設	1 901	1 691	210	12.4
居宅介護支援事業所	40 127	38 837	1 290	3.3
介護保険施設				
介護老人福祉施設	7 551	7 249	302	4.2
介護老人保健施設	4 189	4 096	93	2.3
介護療養型医療施設	1 423	1 520	△ 97	△ 6.4

注: 複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 518,273 人、介護老人保健施設が 368,201 人、介護療養型医療施設が 62,835 人となっている。

介護保険施設の種類ごとに 1 施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 68.6 人、介護老人保健施設が 87.9 人、介護療養型医療施設が 44.2 人となっている。(表 2)

表 2 施設数、定員、1 施設当たり定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)		1 施設当たり定員(人)	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
介護老人福祉施設	7 551	7 249	518 273	498 327	68.6	68.7
介護老人保健施設	4 189	4 096	368 201	362 175	87.9	88.4
介護療養型医療施設 ¹⁾	1 423	1 520	62 835	66 925	44.2	44.0

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 定員階級別施設数及び構成割合

介護保険施設の種類ごとに定員階級別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59 人」が 33.0%、介護老人保健施設は「100～109 人」が 38.0%、介護療養型医療施設は「10～19 人」が 19.3%と、それぞれ最も多くなっている(表 3)。

表 3 定員階級別施設数及び構成割合（基本票）

平成27年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設 ¹⁾	
	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)
総 数	7 551	100.0	4 189	100.0	1 423	100.0
1～ 9 人	・	・	2	0.0	254	17.8
10～ 19	・	・	79	1.9	274	19.3
20～ 29	・	・	171	4.1	137	9.6
30～ 39	575	7.6	43	1.0	146	10.3
40～ 49	360	4.8	93	2.2	144	10.1
50～ 59	2 492	33.0	338	8.1	129	9.1
60～ 69	642	8.5	207	4.9	112	7.9
70～ 79	655	8.7	244	5.8	19	1.3
80～ 89	1 232	16.3	606	14.5	24	1.7
90～ 99	345	4.6	327	7.8	43	3.0
100～ 109	745	9.9	1 592	38.0	30	2.1
110～ 119	149	2.0	47	1.1	24	1.7
120～ 129	138	1.8	105	2.5	26	1.8
130～ 139	68	0.9	48	1.1	5	0.4
140～ 149	32	0.4	48	1.1	5	0.4
150 人以上	118	1.6	239	5.7	51	3.6

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

【 詳細票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成 27 年 10 月 1 日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法の変更等により回収率が変動しているため、施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等については、実数での年次比較は行っていない。

1 施設・事業所の状況

(1) 開設（経営）主体別施設・事業所数の構成割合

介護サービスの開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）では「営利法人（会社）」が最も多くなっている。

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が 53.6%と最も多く、居宅介護支援事業所では「営利法人（会社）」が 48.7%と最も多くなっている。（表 4、図 1）

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 94.2%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 74.3%、83.2%とそれぞれ最も多くなっている（表 5）。

表 4 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成27年10月1日現在

	総 数	地方公共 団 体	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 法人 1)	医療法人	社団・ 財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	特 定 非 営 利 活動法人 (NPO)	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.3	…	19.4	6.2	1.3	2.4	64.8	5.1	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.4	…	37.2	2.0	0.8	0.6	58.4	0.4	0.1
訪問看護ステーション	100.0	2.3	2.3	7.2	30.3	9.4	2.4	43.9	1.9	0.4
（通所系）										
通所介護	100.0	0.6	…	27.3	6.4	0.7	1.4	59.3	4.0	0.3
通所リハビリテーション	100.0	3.0	1.3	9.1	77.0	2.7	…	0.0	…	6.9
介護老人保健施設	100.0	3.8	2.0	16.8	73.5	3.0	…	—	…	0.8
医療施設	100.0	2.2	0.6	1.5	80.4	2.4	…	0.1	…	12.8
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	2.1	…	82.5	3.6	0.1	0.4	10.6	0.5	0.1
短期入所療養介護	100.0	4.1	1.7	12.1	77.1	2.8	…	—	…	2.3
介護老人保健施設	100.0	3.8	1.9	15.9	74.5	3.0	…	—	…	1.0
医療施設	100.0	5.0	1.0	0.5	84.9	2.3	…	—	…	6.3
特定施設入居者生活介護	100.0	0.9	…	23.9	5.5	0.6	0.3	67.8	0.4	0.6
福祉用具貸与	100.0	0.1	…	2.5	1.3	0.4	1.6	93.2	0.7	0.3
特定福祉用具販売	100.0	—	…	1.6	0.9	0.4	1.6	94.6	0.7	0.3
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	—	…	29.2	17.6	1.3	2.4	47.6	1.9	—
夜間対応型訪問介護	100.0	0.5	…	33.9	11.1	2.1	0.5	49.2	2.6	—
認知症対応型通所介護	100.0	0.5	…	45.6	12.0	1.0	1.4	33.4	5.8	0.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	…	31.8	12.9	0.7	1.8	46.1	6.3	0.4
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	…	24.1	16.7	0.4	0.5	53.6	4.5	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	—	…	34.9	16.2	0.7	0.4	45.3	2.2	0.4
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	—	…	19.9	20.8	5.0	2.3	47.5	4.5	—
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	4.6	—	95.4	・	・	・	・	・	—
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	26.8	…	53.6	12.9	3.3	1.1	1.4	0.6	0.3
居宅介護支援事業所	100.0	0.9	…	25.7	16.1	2.4	2.3	48.7	3.3	0.6

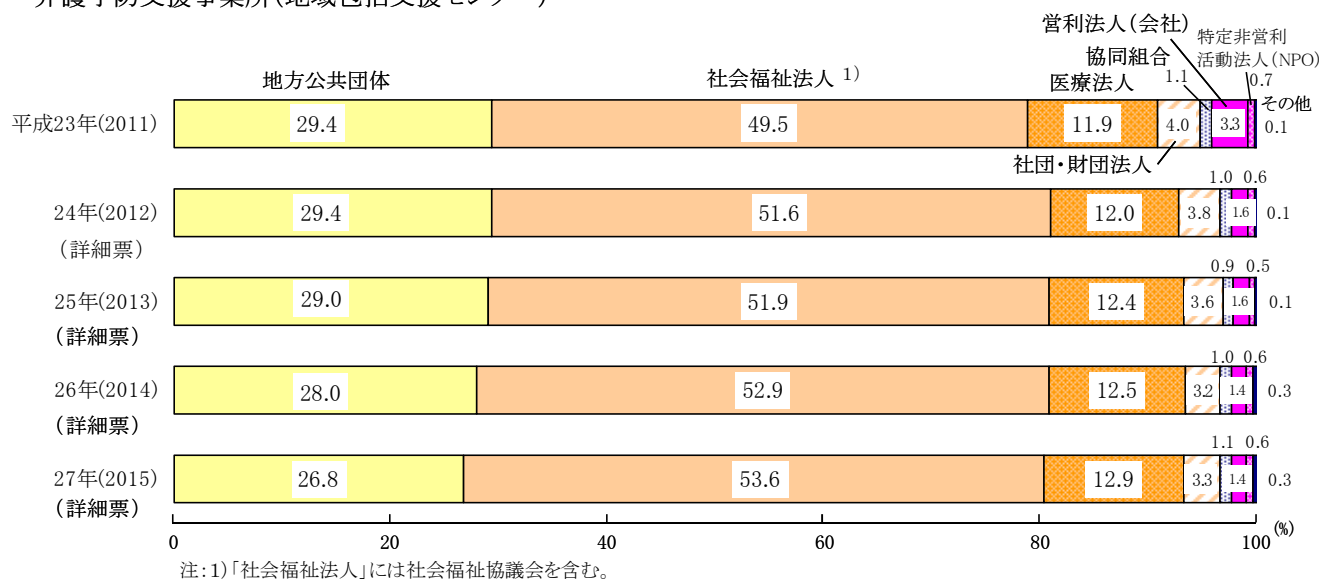
注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

図1 経営主体別事業所数（構成割合）の年次推移

各年10月1日現在

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)



居宅介護支援事業所

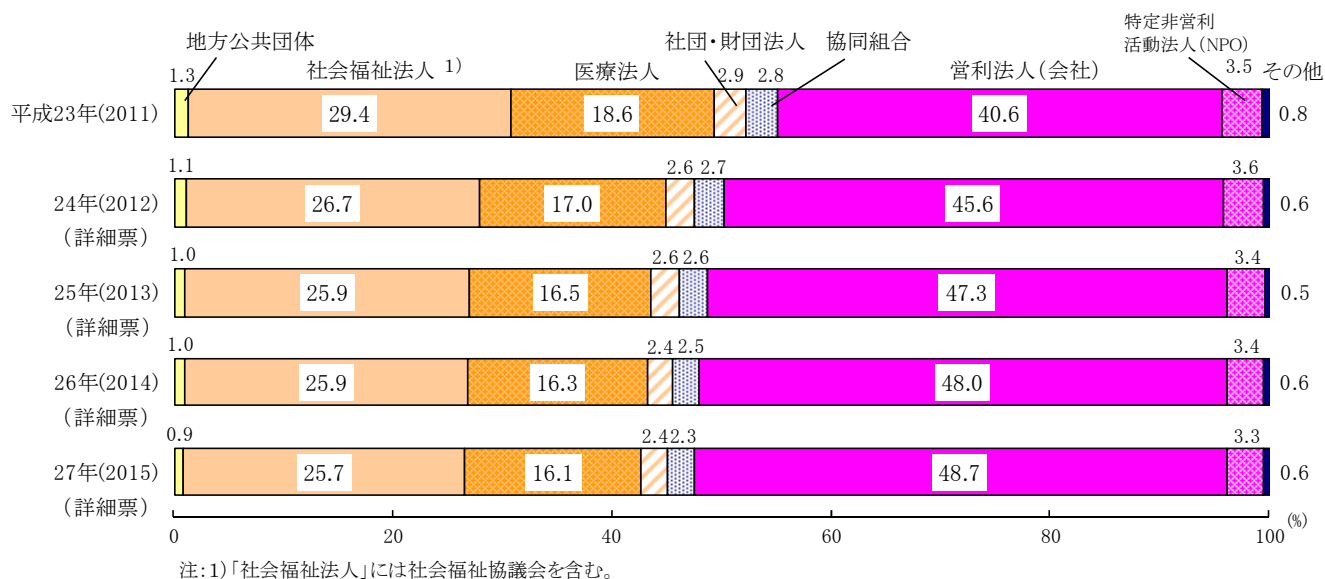


表5 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位: %)

平成27年10月1日現在

	総 数	都道府県	市区町村	広域連合・ 一部 事務組合	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 協議会	社会福祉 法人(社会 福祉協議会 以外)	医療法人	社団・財団 法 人	その他の 法 人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.7	3.4	1.5	0.1	0.2	94.2	・	・	-	・
介護老人保健施設	100.0	0.0	3.8	0.6	1.8	-	15.7	74.3	2.8	1.0	0.1
介護療養型医療施設	100.0	-	5.0	0.3	0.9	-	0.9	83.2	2.6	0.5	6.5

2 居宅サービス事業所等の状況

(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合

平成 27 年 9 月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9 人」が多くなっており、介護サービスではおおむね「1～19 人」、「20～39 人」が多くなっている。

1 事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が 237.9 人、介護予防通所リハビリテーションが 19.8 人、介護予防訪問介護が 16.6 人となっている。

また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が 66.0 人、訪問看護ステーションが 61.6 人、通所リハビリテーションが 59.7 人となっている。（表 6、表 7）

表 6 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）

平成27年10月1日現在												9月中の1事業所当たり利用者数(人) ¹⁾
(単位: %)	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80人以上	
介護予防サービス事業所												
（訪問系）												
介護予防訪問介護	100.0	15.4	38.2	21.9	11.2	5.9	3.1	1.5	0.9	0.5	1.2	16.6
介護予防訪問入浴介護	100.0	84.8	15.2	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	100.0	20.8	61.1	12.9	3.4	0.9	0.4	0.1	0.1	0.0	0.2	7.3
（通所系）												
介護予防通所介護	100.0	10.5	44.9	22.9	10.5	5.0	2.4	1.4	0.8	0.4	1.2	14.9
介護予防通所リハビリテーション	100.0	8.5	30.4	29.2	14.5	7.3	3.7	2.5	1.5	0.6	1.8	19.8
介護老人保健施設	100.0	5.7	33.4	30.2	15.5	7.0	3.3	2.0	1.3	0.6	1.0	18.0
医療施設	100.0	11.3	27.4	28.1	13.6	7.6	4.0	2.9	1.8	0.6	2.7	21.7
（その他）												
介護予防短期入所生活介護 ³⁾	100.0	50.5	49.1	0.4	0.0	-	-	-	-	-	-	2.2
介護予防短期入所療養介護	100.0	84.2	15.8	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.4
介護老人保健施設	100.0	80.5	19.5	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.4
医療施設	100.0	95.9	4.0	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.6
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	15.8	63.5	16.9	2.8	0.7	0.2	0.1	-	0.1	0.0	7.2
介護予防福祉用具貸与	100.0	15.6	25.5	12.1	7.7	5.8	4.7	4.0	2.9	2.0	19.6	64.6
地域密着型介護予防サービス事業所												
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	84.0	15.9	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	24.7	74.1	1.2	0.1	・	・	・	・	・	・	3.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	93.8	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	1.6	0.8	1.4	1.6	1.6	1.8	2.1	2.2	2.8	84.1	237.9

注: 1) 「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

2) 「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 「介護予防短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。

表 7 利用人員階級別事業所数の構成割合（介護サービス）（詳細票）

平成27年10月1日現在												9月中の1事業所当たり利用者数(人) ¹⁾
(単位: %)	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	
居宅サービス事業所												
（訪問系）												
訪問介護	100.0	4.6	36.2	31.9	14.9	6.3	2.9	1.4	0.7	0.4	0.9	33.7
訪問入浴介護	100.0	5.3	40.6	23.3	15.3	7.9	4.1	1.5	0.8	0.4	0.8	33.6
訪問看護ステーション ²⁾	100.0	2.9	16.7	22.9	19.6	14.0	8.4	4.9	3.4	2.1	5.2	61.6
（通所系）												
通所介護	100.0	1.9	28.4	32.8	19.0	11.0	4.2	1.3	0.6	0.2	0.6	38.2
通所リハビリテーション	100.0	5.5	12.4	20.5	21.4	17.1	11.0	5.1	2.9	1.5	2.5	59.7
介護老人保健施設	100.0	1.5	7.3	17.0	22.1	20.3	14.4	6.9	4.7	2.2	3.6	69.2
医療施設	100.0	9.4	17.4	23.9	20.8	14.0	7.6	3.4	1.3	0.8	1.4	49.6
（その他）												
短期入所生活介護 ³⁾	100.0	2.5	27.2	38.0	20.1	8.4	2.5	0.8	0.4	0.2	0.1	34.4
短期入所療養介護	100.0	29.5	54.5	12.0	2.9	0.6	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	13.7
介護老人保健施設	100.0	15.1	64.2	15.5	3.8	0.8	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	14.4
医療施設	100.0	73.0	25.0	1.6	0.4	-	-	-	-	-	-	6.7
特定施設入居者生活介護	100.0	1.8	16.5	42.5	28.3	7.6	2.2	0.6	0.1	0.1	0.2	37.5
福祉用具貸与	100.0	7.1	19.1	9.2	6.9	6.0	5.3	3.9	3.8	3.5	35.3	229.2
地域密着型サービス事業所												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁴⁾	100.0	5.8	62.0	20.4	6.6	2.6	0.9	0.6	0.4	0.4	0.4	20.9
夜間対応型訪問介護	100.0	21.7	42.9	14.8	7.9	4.8	1.1	2.1	1.1	0.5	3.2	34.4
認知症対応型通所介護	100.0	12.9	57.4	27.3	1.8	0.3	0.1	0.0	-	0.0	0.2	16.7
小規模多機能型居宅介護	100.0	1.7	65.3	33.1	・	・	・	・	・	・	・	16.8
認知症対応型共同生活介護	100.0	1.4	93.4	5.2	0.0	-	-	-	-	-	-	14.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	5.4	32.7	61.9	・	・	・	・	・	・	・	21.6
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	3.2	49.8	47.1	・	・	・	・	・	・	・	18.0
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	-	14.9	85.1	・	・	・	・	・	・	・	24.7
居宅介護支援事業所	100.0	3.2	14.9	25.4	14.2	12.2	9.7	6.8	5.0	2.8	6.0	66.0

注: 1) 「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

2) 「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

3) 「短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。

4) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

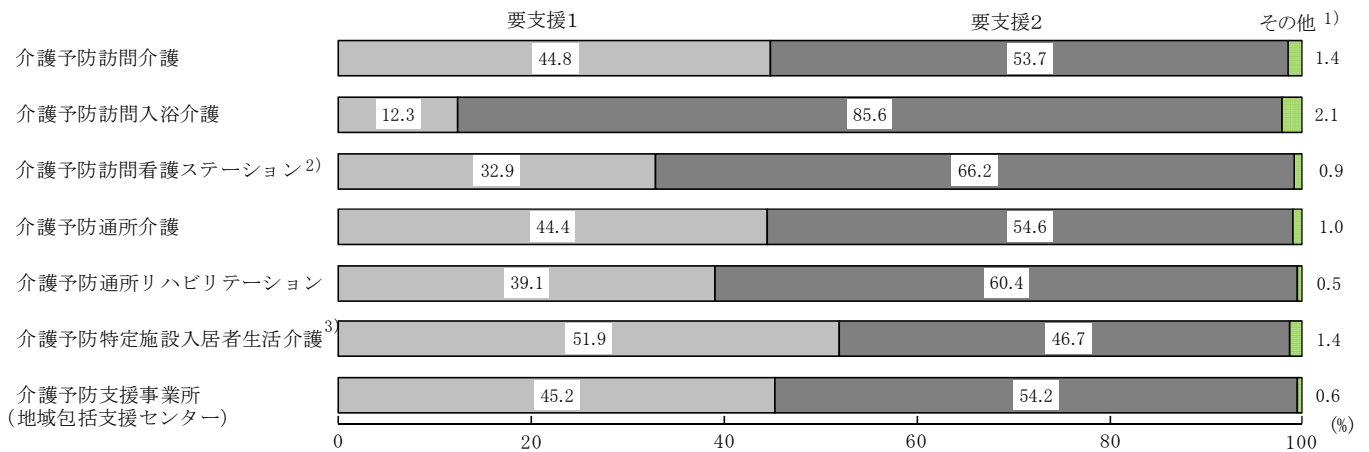
(2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合

平成27年9月中の介護予防サービスの要支援度別利用者数の構成割合をみると、多くの介護予防サービスにおいて「要支援2」が多くなっている（図2）。

平成27年9月中の介護サービスの要介護度別利用者数の構成割合をみると、訪問入浴介護では「要介護5」が最も多くなっている（図3）。

図2 要支援度別利用者数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）

平成27年9月



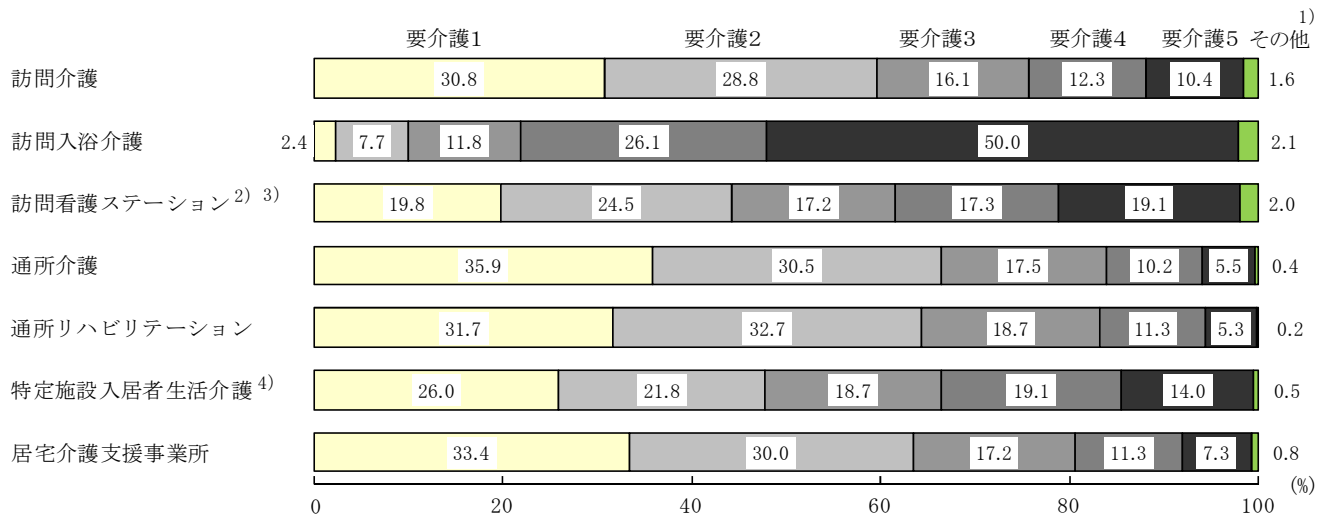
注: 1)「その他」は、要支援認定申請中等である。

2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3)「介護予防特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

図3 要介護度別利用者数の構成割合（介護サービス）（詳細票）

平成27年9月



注: 1)「その他」は、要介護認定申請中等である。

2)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3)訪問看護ステーションの「その他」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者も含む。

4)「特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

(3) 利用者1人当たり利用回数

平成27年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が18.4回、小規模多機能型居宅介護が34.4回となっている（表8）。

表8 利用者1人当たり利用回数（詳細票）

	各年9月	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
介護予防サービス事業所		
（訪問系）		
介護予防訪問介護	5.9	6.1
介護予防訪問入浴介護	4.5	4.6
介護予防訪問看護ステーション ¹⁾	4.6	4.7
（通所系）		
介護予防通所介護	5.3	5.5
介護予防通所リハビリテーション	5.8	5.9
介護老人保健施設	6.0	6.1
医療施設	5.5	5.8
（その他）		
介護予防短期入所生活介護 ^{2) 3)}	5.4	5.1
介護予防短期入所療養介護 ³⁾	5.1	4.8
介護老人保健施設	5.1	4.8
医療施設	4.4	4.3
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.3	5.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	17.8	16.4
居宅サービス事業所		
（訪問系）		
訪問介護	18.4	18.3
訪問入浴介護	4.9	4.9
訪問看護ステーション ⁴⁾	6.6	6.6
（通所系）		
通所介護	8.7	8.7
通所リハビリテーション	8.1	8.3
介護老人保健施設	8.3	8.4
医療施設	7.8	8.1
（その他）		
短期入所生活介護 ^{2) 3)}	10.2	10.2
短期入所療養介護 ³⁾	7.5	7.3
介護老人保健施設	7.4	7.2
医療施設	9.4	9.6
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁵⁾	116.9	108.5
夜間対応型訪問介護	5.7	4.6
認知症対応型通所介護	9.7	9.7
小規模多機能型居宅介護	34.4	32.0
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	39.9	40.9

注：1)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2)「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

3)「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

4)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

5)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）数別事業所数の構成割合をみると、「1ユニット」が34.9%、「2ユニット」が59.6%となっている。また、平均ユニット数は1.7ユニットとなっており、1ユニット当たり定員は8.9人となっている。（表9）

表9 経営主体別認知症対応型共同生活介護事業所における
共同生活住居（ユニット）の状況（詳細票）

平成27年10月1日現在

平成27年10月1日現在

	事業所数の構成割合（％）				平均 ユニット数	1ユニット 当たり 定員（人）
	総数	共同生活住居（ユニット）数				
		1ユニット	2ユニット	3ユニット 以上		
総数	100.0	34.9	59.6	5.5	1.7	8.9
地方公共団体	100.0	85.7	14.3	－	1.1	8.9
社会福祉法人	100.0	44.2	51.8	4.0	1.6	8.9
医療法人	100.0	31.9	60.1	8.0	1.8	8.9
社団・財団法人	100.0	51.2	39.5	9.3	1.6	8.8
協同組合	100.0	54.0	44.4	1.6	1.5	8.9
営利法人（会社）	100.0	29.1	65.2	5.8	1.8	8.9
特定非営利活動法人（NPO）	100.0	60.7	37.6	1.7	1.4	8.9
その他	100.0	52.4	38.1	9.5	1.6	8.9

注：共同生活住居（ユニット）とは、認知症の状態にある要介護者が共同生活を営むべき住居をいい、居室、居間、食堂、台所、浴室等の設備のあるものをいう。

ユニット数不詳の事業所を除いて算出した。

(5) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

平成27年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.6回、介護サービスでは6.1回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が7.5回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは7.3人、介護サービスでは42.5人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは33.4人、介護サービスでは259.0人となっている。（表10、図4）

表10 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成27年9月			
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人) ¹⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ¹⁾
総数 ²⁾	5.9	...	...
介護予防サービス ³⁾	4.6	7.3	33.4
要支援1	3.9	2.4	9.4
要支援2	4.9	4.8	23.8
介護サービス ⁴⁾	6.1	42.5	259.0
要介護1	5.2	8.4	43.9
要介護2	5.7	10.4	58.9
要介護3	5.9	7.3	43.3
要介護4	6.4	7.4	47.0
要介護5	7.5	8.1	60.8

注:健康保険法等のみによる利用者を含まない。

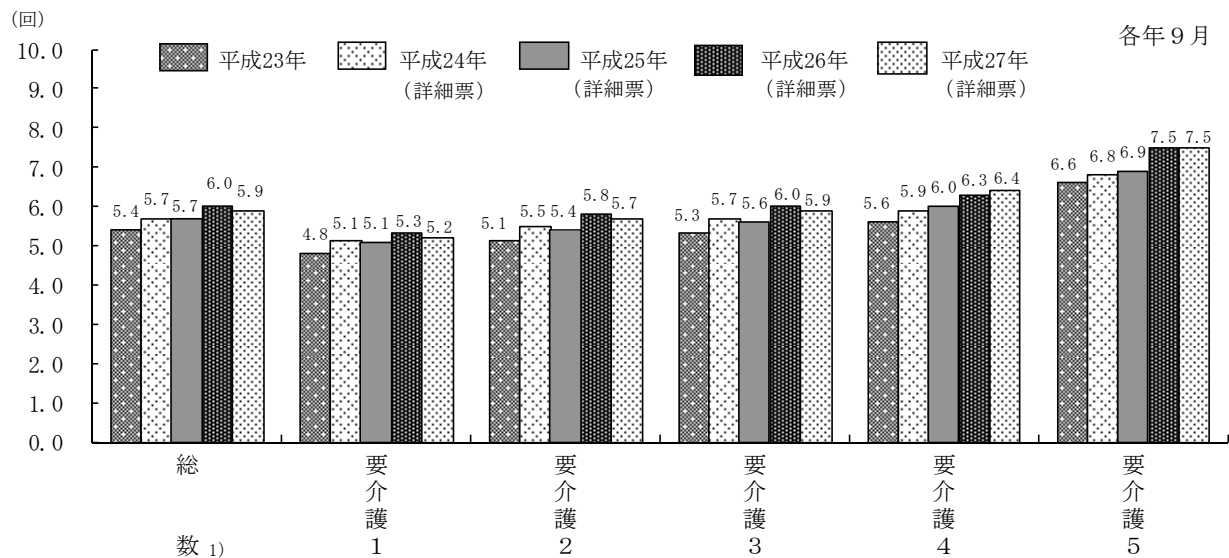
1)「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

2)「総数」は、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

3)「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4)「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

図4 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移



注:健康保険法等のみによる利用者を含まない。

1)「総数」は、介護予防サービスの利用者、要支援認定申請中、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

3 訪問介護利用者の状況

平成 27 年 9 月 30 日に訪問介護を利用した者の状況である。

(1) 性・年齢階級別利用者数の構成割合

利用者数の性別の構成割合をみると、「男」が 31.8%、「女」が 68.0%となっており、年齢階級別の構成割合をみると、いずれも「80～89 歳」が最も多くなっている（表 11）。

表 11 性・年齢階級別訪問介護利用者数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成27年9月30日

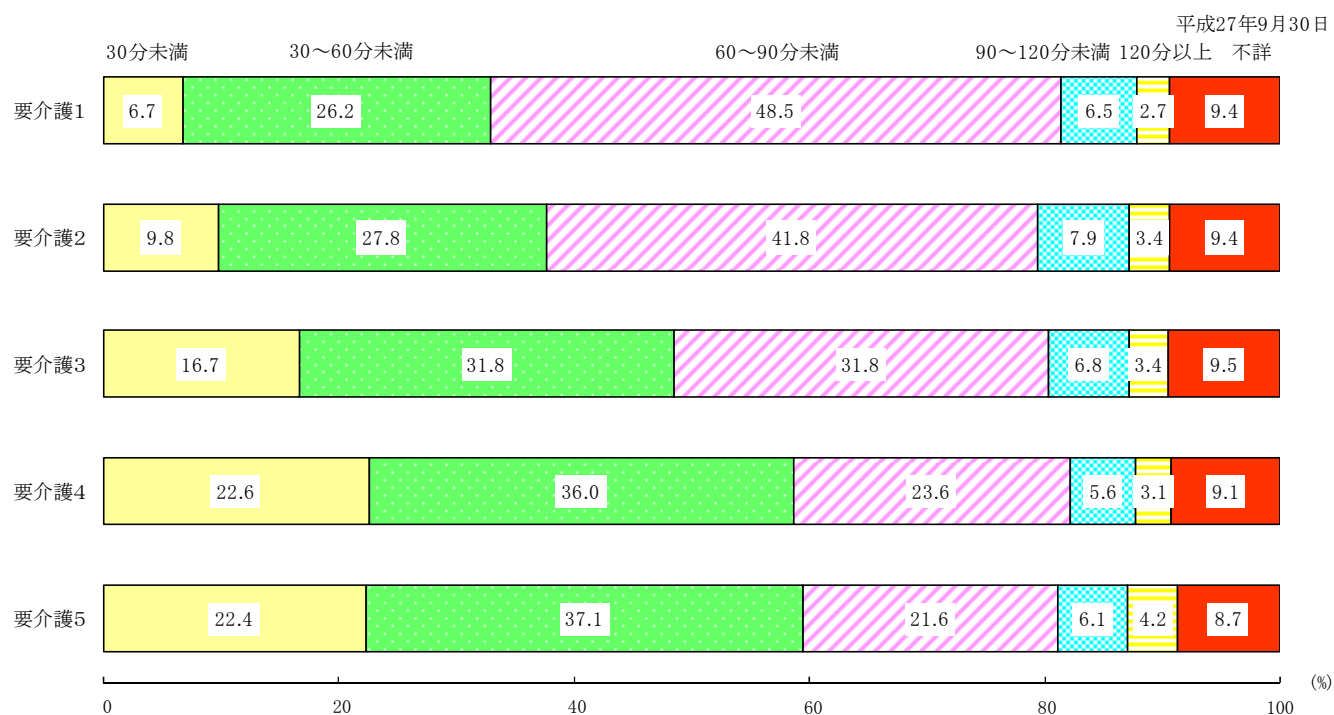
	総 数		40～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不詳
総数 ¹⁾	(100.0)	100.0	3.1	5.9	22.3	48.1	18.9	1.8
男	(31.8)	100.0	5.2	9.9	27.1	42.1	14.0	1.7
女	(68.0)	100.0	2.1	4.0	20.1	51.0	21.2	1.6

注:1)「総数」には性別不詳を含む。

(2) 訪問滞在時間階級別利用者数の構成割合

要介護度ごとに訪問滞在時間階級別利用者数の構成割合をみると、「要介護 1」では「60～90 分未満」が 48.5%と最も多く、「要介護 5」では「30～60 分未満」が 37.1%と最も多くなっており、要介護度が高くなるに従い「60～90 分未満」の割合が少なくなり、60 分未満の割合が多くなっている（図 5）。

図 5 訪問滞在時間階級別訪問介護利用者数の構成割合（詳細票）



(3) 訪問介護の提供内容の状況

年齢階級ごとに訪問介護の提供内容別利用者数の割合をみると、全ての年齢階級で「掃除」の割合が最も多くなっている（表12）。

訪問介護の提供内容ごとに要介護度別利用者数の構成割合をみると、「排泄介助」「食事介助」「清拭」「身体整容」では「要介護5」が最も多くなっており、「自立支援のための見守りの援助」「掃除」では「要介護1」が、「洗濯」「一般的な調理・配膳」では「要介護2」がそれぞれ最も多くなっている（図6）。

表12 年齢階級別訪問介護利用者数の割合（複数回答）（詳細票）

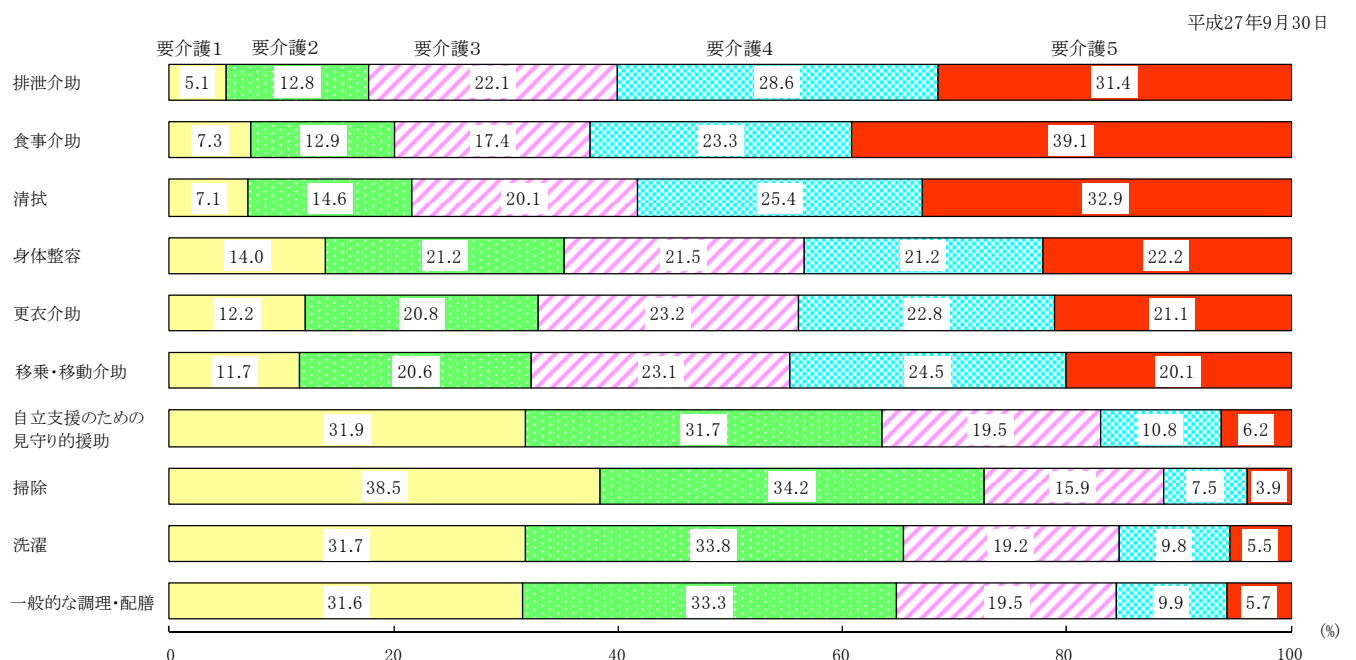
(単位：％)

平成27年9月30日

	総数	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
排泄介助	26.0	29.8	23.0	22.6	21.4	22.4	25.5	36.9
食事介助	6.9	8.6	6.7	6.4	5.8	5.8	6.5	9.6
清拭	11.2	13.9	11.2	10.8	9.9	9.6	10.4	15.1
部分浴	4.0	5.0	4.1	3.9	3.5	3.3	3.8	5.2
全身浴	11.5	15.7	12.9	11.9	10.5	10.3	11.2	12.9
洗面等	7.5	9.4	7.3	6.7	6.1	6.4	7.6	9.9
身体整容	12.3	16.3	12.5	11.7	11.0	10.8	11.9	15.2
更衣介助	21.7	26.7	21.7	20.8	18.9	19.4	21.0	27.1
体位変換	4.9	9.0	5.7	5.2	4.0	3.9	4.2	6.5
移乗・移動介助	17.8	24.9	19.4	18.3	16.3	15.7	16.8	21.3
通院・外出介助	5.2	7.9	6.8	6.8	6.1	5.2	4.4	3.7
起床・就寝介助	7.0	7.5	6.3	6.1	5.5	6.0	7.2	9.6
自立支援のための見守りの援助	15.5	16.4	15.3	15.0	15.4	16.1	15.8	14.6
その他の身体介護	10.5	13.1	10.4	10.6	9.9	10.1	10.4	11.2
掃除	48.9	36.4	48.8	50.5	51.6	52.3	50.4	42.5
洗濯	18.9	17.1	21.2	19.6	18.7	18.4	19.0	19.0
一般的な調理・配膳	25.9	26.2	31.5	28.5	26.9	25.6	25.2	23.6
買い物・薬の受け取り	15.9	13.3	21.0	19.4	18.1	16.5	14.8	12.0
その他の生活援助	11.0	9.4	11.3	10.9	11.1	11.3	11.4	10.3
通院等乗降介助	2.6	4.8	3.5	3.5	3.5	2.8	2.0	1.4
不詳	0.9	0.5	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.7

注：利用者1人に対し、1日に2回以上訪問した場合は、最後に訪問したときの状況を示す。

図6 要介護度別訪問介護利用者数の構成割合（詳細票）



4 介護保険施設の状況

(1) 定員、在所要者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が68.6人、介護老人保健施設が87.9人、介護療養型医療施設が44.3人、1施設当たり在所要者数は、それぞれ66.7人、78.5人、40.4人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護療養型医療施設で9割を超えている（表13）。

介護保険施設の種別別在所要者数の構成割合を年次推移でみると、「介護療養型医療施設」は年々減少し、平成27年では6.4%となっている（表14）。

表13 1施設当たり定員、在所要者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員（人）		1施設当たり在所要者数（人）		利用率（%） ¹⁾	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
介護老人福祉施設	68.6	68.6	66.7	67.1	97.4	97.8
介護老人保健施設	87.9	88.3	78.5	80.1	89.2	90.7
介護療養型医療施設 ²⁾	44.3	44.4	40.4	40.9	91.1	92.3
診療所（再掲）	9.1	9.0	6.7	6.7	74.0	74.6

注：1)「利用率」は、定員に対する在所要者数の割合である。

2)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

表14 在所要者数（構成割合）の年次推移

（単位：％）

各年9月末現在

	平成27年 (2015) (詳細票)	平成26年 (2014) (詳細票)	平成25年 (2013) (詳細票)	平成24年 (2012) (詳細票)	平成23年 (2011)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
介護老人福祉施設	57.0	55.9	55.0	53.8	53.6
介護老人保健施設	36.6	36.9	37.5	37.8	37.3
介護療養型医療施設	6.4	7.2	7.6	8.5	9.1

(2) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「個室」が72.5%、45.3%とそれぞれ最も多く、介護療養型医療施設では「4人室」が51.1%と最も多くなっている（表15）。

表15 室定員別室数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個 室	72.5	70.3	45.3	44.5	21.0	20.5
ユニット型	57.9	54.7	15.8	15.0	0.9	0.6
その他	14.6	15.6	29.5	29.4	20.2	19.9
2人室	8.2	8.9	12.0	12.5	17.7	18.3
ユニット型	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
その他	8.2	8.8	12.0	12.5	17.7	18.3
3人室	0.8	0.9	2.1	2.2	9.9	9.9
4人室	18.3	19.8	40.6	40.9	51.1	51.1
5人以上室	0.1	0.2	・	・	0.1	0.1

注：「ユニット型」とはユニットの中の居室（療養室）であり、「その他」とはユニット型以外の居室（療養室）である。

(3) 介護老人福祉施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は35.9%で、そのうち「ユニット型」が34.9%、「一部ユニット型」が1.0%となっており、平均ユニット数は、それぞれ7.1ユニット、4.2ユニットとなっている（表16）。

表 16 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成27年10月1日現在

	総 数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（％）	35.9	34.9	1.0
ユニットケア実施施設の定員の割合（％）	35.7	35.1	0.6
平 均 ユ ニ ッ ト 数 ¹⁾	7.0	7.1	4.2
1 ユ ニ ッ ト 当 た り の 定 員 （ 人 ）	9.9	9.9	9.9

注：介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。

1)「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(4) 介護老人保健施設におけるユニットケア（ユニット型及び一部ユニット型）の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は10.7%で、そのうち「ユニット型」が8.0%、「一部ユニット型」が2.6%となっており、平均ユニット数は、それぞれ6.1ユニット、3.5ユニットとなっている（表17）。

表 17 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況（詳細票）

平成27年10月1日現在

	総 数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合（％）	10.7	8.0	2.6
ユニットケア実施施設の定員の割合（％）	6.7	5.6	1.0
平 均 ユ ニ ッ ト 数 ¹⁾	5.5	6.1	3.5
1 ユ ニ ッ ト 当 た り の 定 員 （ 人 ）	10.0	10.0	10.0

注：介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により、一体的に構成される場所をいう。

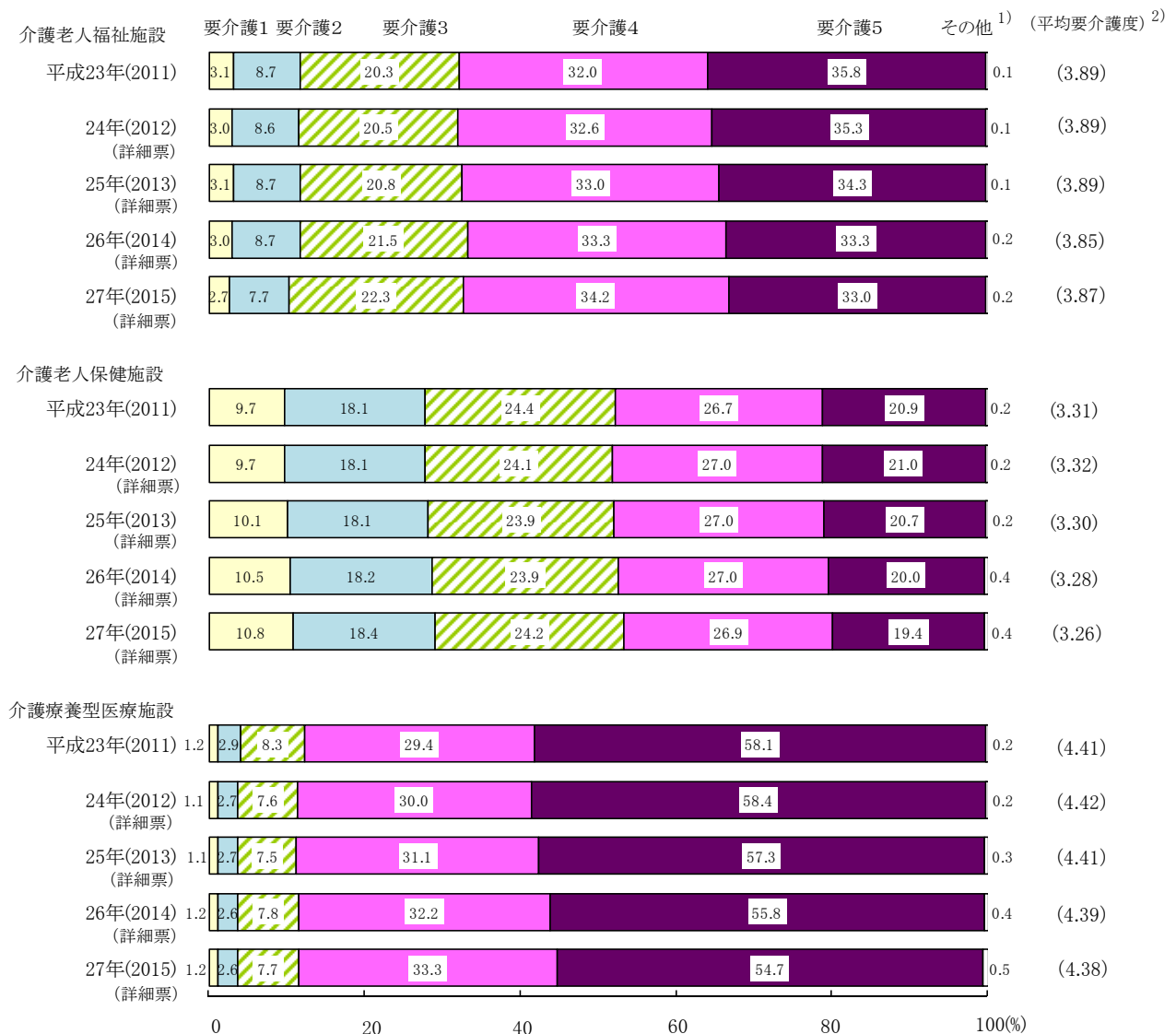
1)「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(5) 要介護度別在所要者数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成 27 年の要介護度別在所要者数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「要介護 4」が 34.2%、26.9%とそれぞれ最も多くなっている。介護療養型医療施設では「要介護 5」が 54.7%と最も多くなっている。(図 7)

図 7 要介護度別在所要者数（構成割合）の年次推移

各年 9 月末現在



注：1)「その他」は、要介護認定申請中等である。

2)「平均要介護度」は、以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所要者の要介護度の合計}}{\text{要介護 1 ～ 5 の在所要者数の合計}}$$

5 従事者の状況

(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

1事業所当たり常勤換算従事者数をみると、訪問介護が7.9人、通所介護が8.7人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数をみると、介護老人福祉施設が44.4人、介護老人保健施設が52.4人、介護療養型医療施設が34.8人となっている。(表18)

表18 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人)

平成27年10月1日現在

	訪 問 系			通 所 系			そ の 他			介 護 保 険 施 設		
	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護 ステーション	通所介護	通所リハビリテーション		短期入所 生活介護 ¹⁾	特定施設 入居者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設 ²⁾
					介護老人 保健施設	医療施設						
総 数	7.9	5.6	6.5	8.7	12.4	9.8	18.5	25.5	13.1	44.4	52.4	34.8
医師	…	…	…	0.0	0.6	0.7	0.2	…	…	0.2	1.1	2.6
看護師 ³⁾	…	0.9	4.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.8	* 0.2	2.1	5.0	6.4
准看護師	…	0.9	0.5	0.4	0.5	0.4	0.8	1.0	* 0.1	1.7	4.9	6.1
機能訓練指導員	…	…	…	0.8	…	…	0.4	0.6	…	0.7	…	…
看護師(再掲)	…	…	…	※ 0.2	…	…	※ 0.1	※ 0.2	…	※ 0.2	…	…
准看護師(再掲)	…	…	…	※ 0.2	…	…	※ 0.2	※ 0.1	…	※ 0.2	…	…
理学療法士	…	…	0.9	※ 0.1	1.3	1.5	※ 0.1	※ 0.1	…	※ 0.1	1.7	1.6
作業療法士	…	…	0.4	※ 0.0	0.8	0.6	※ 0.0	※ 0.0	…	※ 0.1	1.3	0.8
言語聴覚士	…	…	0.1	※ 0.0	0.1	0.1	※ 0.0	※ 0.0	…	※ 0.0	0.2	0.4
柔道整復師	…	…	…	※ 0.1	…	…	※ 0.0	※ 0.1	…	※ 0.1	…	…
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	※ 0.1	…	…	※ 0.0	※ 0.0	…	※ 0.1	…	…
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	0.4	…	** 0.6	1.2	1.5	1.1
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	0.9	0.9	…	…	…
生活相談員・支援相談員	…	…	…	1.3	…	…	0.8	1.1	…	1.3	1.7	…
社会福祉士(再掲)	…	…	…	0.1	…	…	0.2	0.2	…	0.4	0.7	…
介護職員(訪問介護員)	7.4	3.5	…	4.6	8.0	5.7	12.2	17.0	11.4	29.6	28.1	13.7
介護福祉士(再掲)	3.4	1.3	…	1.6	4.9	3.0	6.6	6.6	4.4	17.1	18.0	6.4
実務者研修修了者(再掲)	0.2	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧介護職員基礎研修 課程修了者(再掲)	0.2	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ホームヘルパー1級 研修課程修了者(再掲)	0.2	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	3.3	1.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	…	…
管理栄養士	…	…	…	0.0	0.3	0.1	0.4	…	…	0.9	1.0	0.9
栄養士	…	…	…	0.0	0.1	0.0	0.2	…	…	0.2	0.2	0.2
歯科衛生士	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	0.0	0.1	0.1
調理員	…	…	…	0.3	…	…	0.9	…	…	2.0	1.6	…
その他の職員	0.5	0.3	0.4	0.7	…	…	1.4	3.1	0.8	3.5	3.7	…

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

職種については抜粋であり、詳細な職種については19～21頁の統計表を参照。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「*」は介護職員の再掲である。

「**」は計画作成担当者の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.4人、通所リハビリテーションが7.9人となっている。

平成27年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問介護が92.1人、通所リハビリテーションが73.0人となっている。(表19)

表19 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数 ¹⁾		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 ²⁾	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
(訪問系)				
訪問介護	7.4	7.5	92.1	93.0
訪問入浴介護	5.3	5.4	30.2	29.4
訪問看護ステーション	4.8	4.7	89.2	90.5
(通所系)				
通所介護	5.5	5.5	72.3	71.5
通所リハビリテーション	7.9	8.1	73.0	74.0
介護老人保健施設	9.0	9.3	74.1	75.0
医療施設	6.8	6.9	71.6	72.6
(その他)				
短期入所生活介護 ³⁾	13.8	14.8	25.0	24.8
特定施設入居者生活介護	19.8	20.0	…	…
認知症対応型共同生活介護	11.4	11.5	…	…

注:介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師及び介護職員のことである。

1)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

2)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

3)「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数をみると、介護老人福祉施設が2.0人、介護老人保健施設が2.1人となっている(表20)。

表20 常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)
看護・介護職員	2.0	2.0	2.1	2.1
看護職員 ¹⁾	17.3	17.3	7.9	8.0
介護職員	2.3	2.2	2.8	2.8

注:1)「看護職員」とは、看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-1) (詳細票)

(単位:人)

平成27年10月1日現在

	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション			通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)			通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護 ¹⁾			特定施設入居者生活介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
総 数	7.9	4.6	3.2	5.6	3.3	2.3	6.5	5.0	1.5	8.7	5.9	2.8	12.4	10.3	2.1	9.8	8.0	1.8	18.5	15.6	2.9	25.5	19.9	5.6
施設長	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
医師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.1	0.7	0.6	0.0	0.2	0.0	0.1	...	...	...
歯科医師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
薬剤師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
看護師 ³⁾	...	...	...	0.9	0.4	0.5	4.2	3.2	1.0	0.4	0.2	0.2	0.6	0.4	0.2	0.7	0.5	0.2	0.9	0.7	0.2	1.8	1.3	0.5
准看護師	...	...	...	0.9	0.4	0.4	0.5	0.3	0.1	0.4	0.3	0.2	0.5	0.4	0.2	0.4	0.3	0.1	0.8	0.6	0.2	1.0	0.8	0.2
保健師	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
助産師	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
機能訓練指導員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.8	0.5	0.3	...	...	...	...	...	...	0.4	0.4	0.1	0.6	0.4	0.1
看護師(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	※ 0.2	※ 0.1	※ 0.1	...	...	...	...	...	...	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.2	※ 0.1	※ 0.0
准看護師(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	※ 0.2	※ 0.1	※ 0.1	...	...	...	...	...	...	※ 0.2	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0
理学療法士	...	...	...	...	...	...	0.9	0.7	0.2	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.3	1.2	0.1	1.5	1.3	0.2	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0
作業療法士	...	...	...	...	...	...	0.4	0.3	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.8	0.7	0.1	0.6	0.5	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
言語聴覚士	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
柔道整復師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	...	...	...	...	...	...	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	...	...	...	...	...	...	...	...	...	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	...	...	...	...	...	...	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
歯科衛生士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...
精神保健福祉士等	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
専門職員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
社会福祉主事	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護支援専門員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.4	0.3	0.0	...	...	...
計画作成担当者	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.9	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	1.3	1.2	0.1	...	...	...	...	...	...	0.8	0.8	0.0	1.1	1.1	0.0
社会福祉士(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.1	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介護職員(訪問介護員)	7.4	4.2	3.2	3.5	2.2	1.3	...	...	...	4.6	3.0	1.6	8.0	6.5	1.5	5.7	4.4	1.2	12.2	10.5	1.7	17.0	13.6	3.4
介護福祉士(再掲)	3.4	2.4	0.9	1.3	1.0	0.3	...	...	...	1.6	1.3	0.4	4.9	4.4	0.6	3.0	2.6	0.4	6.6	6.1	0.5	6.6	5.8	0.8
実務者研修修了者(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧基礎研修課程修了者(再掲)	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
初任者研修修了者(再掲)	3.3	1.3	2.0	1.0	0.6	0.5	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
オペレーター	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
面接相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福祉用具専門相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
管理栄養士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	0.0	...	...	...
栄養士	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	...	...	...
調理員	...	...	...	...	...	...	...	...	...	0.3	0.1	0.2	...	...	...	...	...	...	0.9	0.6	0.3	...	...	...
その他の職員	0.5	0.4	0.1	0.3	0.3	0.0	0.4	0.3	0.1	0.7	0.5	0.2	...	...	...	...	...	...	1.4	1.0	0.4	3.1	2.0	1.2

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「※」は介護職員の再掲である。

「※※」は計画作成担当者の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2) (詳細票)

(単位:人)

平成27年10月1日現在

	福祉用具貸与			特定福祉用具販売			定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
総 数	4.8	4.6	0.3	4.9	4.6	0.3	16.9	12.6	4.3	10.9	7.6	3.3	7.0	5.0	2.0	11.4	8.8	2.6	13.1	10.8	2.3	15.4	13.0	2.4
施設長	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
歯科医師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
薬剤師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
看護師 ³⁾	…	…	…	…	…	…	1.1	0.8	0.3	…	…	…	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	* 0.2	* 0.1	* 0.1	0.8	0.6	0.2
准看護師	…	…	…	…	…	…	0.2	0.2	0.1	…	…	…	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.1	* 0.1	* 0.1	* 0.0	0.7	0.5	0.1
保健師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
助産師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
機能訓練指導員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.4	0.2	0.2	…	…	…	…	…	…	0.5	0.4	0.1
看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.1	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.2	* 0.0
准看護師(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.1	* 0.1	* 0.1	…	…	…	…	…	…	* 0.2	* 0.2	* 0.0
理学療法士	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
作業療法士	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
言語聴覚士	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	*	*	*
柔道整復師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0	…	…	…	…	…	…	* 0.0	* 0.0	* 0.0
歯科衛生士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
精神保健福祉士等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
専門職員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護支援専門員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.7	0.6	0.1	** 0.6	** 0.5	** 0.1	…	…	…
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.9	0.8	0.1	0.6	0.6	0.1
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.1	1.0	0.1	…	…	…	…	…	…	0.7	0.7	0.0
社会福祉士(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	-
障害者生活支援員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	…	…	…	…	…	…	9.5	6.4	3.1	5.8	3.3	2.5	4.4	3.1	1.3	9.0	6.9	2.1	11.4	9.3	2.1	10.7	9.1	1.6
介護福祉士(再掲)	…	…	…	…	…	…	5.2	4.0	1.2	3.1	2.2	1.0	1.9	1.5	0.4	3.7	3.2	0.5	4.4	3.9	0.4	4.4	4.0	0.4
実務者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧基礎研修課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.8	0.7	1.2	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オペレーター	…	…	…	…	…	…	5.3	4.5	0.8	3.4	2.7	0.7	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
面接相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	1.4	1.3	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
福祉用具専門相談員	3.7	3.6	0.2	3.7	3.5	0.2	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
管理栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
栄養士	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…
調理員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.2	0.1	0.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…
その他の職員	1.1	1.0	0.1	1.1	1.0	0.1	0.5	0.5	0.0	0.3	0.2	0.0	0.6	0.4	0.1	0.7	0.6	0.1	0.8	0.7	0.1	1.3	1.0	0.3

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「＊」は介護職員の再掲である。

「＊＊」は計画作成担当者の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3) (詳細票)

(単位:人)

平成27年10月1日現在

	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設 ²⁾		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
総 数	14.6	11.2	3.4	21.4	18.7	2.7	5.8	5.3	0.5	2.8	2.6	0.2	44.4	37.7	6.6	52.4	46.4	5.9	34.8	31.4	3.4
施設長	…	…	…	0.6	0.6	0.0	…	…	…	…	…	…	0.8	0.8	0.0	…	…	…	…	…	…
医師	…	…	…	0.2	0.0	0.1	…	…	…	…	…	…	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.2	2.6	1.9	0.7
歯科医師	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
薬剤師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1
看護師 ³⁾	3.2	2.4	0.8	1.0	0.9	0.2	※※ 0.6	※※ 0.6	※※ 0.0	…	…	…	2.1	1.7	0.4	5.0	4.2	0.8	6.4	5.7	0.7
准看護師	1.0	0.7	0.3	0.8	0.7	0.1	…	…	…	…	…	…	1.7	1.4	0.3	4.9	4.2	0.7	6.1	5.4	0.6
保健師	0.0	0.0	0.0	…	…	…	※※ 0.8	※※ 0.8	※※ 0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
助産師	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
機能訓練指導員	…	…	…	0.5	0.4	0.1	…	…	…	…	…	…	0.7	0.7	0.1	…	…	…	…	…	…
看護師(再掲)	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.2	※ 0.2	※ 0.0	…	…	…	…	…	…
准看護師(再掲)	…	…	…	※ 0.2	※ 0.2	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.2	※ 0.2	※ 0.0	…	…	…	…	…	…
理学療法士	0.2	0.1	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.7	1.6	0.1	1.6	1.6	0.0
作業療法士	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.3	1.2	0.1	0.8	0.8	0.0
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.2	0.0	0.4	0.3	0.0
柔道整復師	…	…	…	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	…	…	…	…	…	…
あん摩マッサージ指圧師	…	…	…	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	…	…	…	…	…	…	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	…	…	…	…	…	…
歯科衛生士	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0
精神保健福祉士等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	0.1	0.1	—
専門職員	…	…	…	…	…	…	5.2	4.7	0.4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事	…	…	…	…	…	…	※※ 0.2	※※ 0.1	※※ 0.0	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介護支援専門員	0.6	0.6	0.1	0.7	0.7	0.0	※※ 2.2	※※ 1.9	※※ 0.3	2.5	2.3	0.2	1.2	1.2	0.0	1.5	1.5	0.0	1.1	1.0	0.0
計画作成担当者	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
生活相談員・支援相談員	…	…	…	0.9	0.8	0.0	…	…	…	…	…	…	1.3	1.3	0.0	1.7	1.6	0.0	…	…	…
社会福祉士(再掲)	…	…	…	0.2	0.2	0.0	※※ 1.4	※※ 1.4	※※ 0.1	…	…	…	0.4	0.4	0.0	0.7	0.7	0.0	…	…	…
障害者生活支援員	…	…	…	0.0	0.0	—	…	…	…	…	…	…	0.0	0.0	0.0	…	…	…	…	…	…
介護職員(訪問介護員)	8.8	6.9	2.0	14.0	12.4	1.6	…	…	…	…	…	…	29.6	25.8	3.8	28.1	25.6	2.5	13.7	12.6	1.2
介護福祉士(再掲)	4.3	3.7	0.5	7.3	6.9	0.5	…	…	…	…	…	…	17.1	15.9	1.2	18.0	17.1	0.9	6.4	6.1	0.2
実務者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧基礎研修課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
初任者研修修了者(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オペレーター	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
面接相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
福祉用具専門相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
管理栄養士	…	…	…	0.5	0.5	0.0	…	…	…	…	…	…	0.9	0.9	0.0	1.0	1.0	0.0	0.9	0.8	0.0
栄養士	…	…	…	0.2	0.2	0.0	…	…	…	…	…	…	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
調理員	…	…	…	0.9	0.7	0.2	…	…	…	…	…	…	2.0	1.5	0.5	1.6	1.2	0.3	…	…	…
その他の職員	0.6	0.5	0.1	1.1	0.7	0.3	0.7	0.6	0.1	0.3	0.3	0.0	3.5	2.3	1.2	3.7	2.8	0.9	…	…	…

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「※」は介護職員の再掲である。

「※※」は計画作成担当者の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみの従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。

用 語 の 定 義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(7) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

4 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

5 訪問介護の提供内容

(1) 清拭

身体をタオル等で拭くこと

(2) 身体整容

手足の爪切り、耳そうじ、ひげの手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧等

(3) 自立支援のための見守りの援助

利用者と一緒に行う手助けしながら行う調理、入浴、更衣等の見守り、ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ等、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り等

6 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

7 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人

8 ユニットケアの介護報酬上の届出種別

ユニットケア

少数の居室とそれに近接した共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの

(1) ユニット型

全室個室・ユニットケアを原則とし、全ての居室について介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

(2) 一部ユニット型

一部の居室について、個室・ユニットケアを原則とした居室を採用し、これに該当する部分の介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

9 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設（事業所）において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数（残業を除く）を当該施設（事業所）の常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数（32時間を下回る場合は32時間）で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数と常勤の専従職員数の合計